学校法人多摩美術大学個人情報保護規程

(目的)

第 1条 この規程は、学校法人多摩美術大学及びその設置する大学(以下「本学」という。) が保有する個人情報の取扱いに関し基本的な事項を定めることにより、個人情報 の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって個人情報の適切な保護に 資することを目的とする。

(定義)

第 2条 この規程において、個人情報とは、本学の学生及びその保証人並びに役員、 教職員、卒業生その他これらに準ずる者(以下「学生、教職員等」という。)に 関する情報であって、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、特定の 個人が識別され得るものをいう。

(責務)

- 第 3条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や 利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - 2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、不当な目的又は目的外に 使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護委員会の設置)

- 第 4条 本学の個人情報の保護にかかわる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会 (以下「委員会」という。) を置く。
 - 2 委員会に関する事項は別に定める。
 - 3 委員会の事務は総務部が行う。

(個人情報保護管理者)

- 第 5条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者(以下「管理者」 という。)を置くことができる。
 - 2 管理者は、理事長が委嘱する。
 - 3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報(以下「所管情報」という。)の収集、利用、提供及及び管理並びに学生、教職員等からの開示・訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。
 - 4 前項に規定する日常的な業務を円滑に行うため、各管理者の下に個人情報管理 担当者を置くことができる。

(収集の制限)

- 第 6条 個人情報の収集は、本学の教育・研究及び業務に必要な範囲内で、収集目的を 明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。
 - 2 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。

- 一 法令の規定に基づくとき。
- 二 本人の同意があるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと 認められるとき。
- 3 その他管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めたとき。 (利用及び提供の制限)
- 第7条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、又は提供しては ならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
 - 一 法令の規定に基づくとき。
 - 二 本人の同意があるとき。
 - 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと 認められるとき。
 - 四 その他、委員会が必要かつ相当の理由があると認めたとき。

(適正管理)

- 第8条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、 滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。
 - 2 管理者は、所管の個人情報を、その目的に応じ、正確かつ最新の状態に保つよう 努めなければならない。
 - 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は 消去しなければならない。

(情報システムにおける個人情報の管理)

第 9条 本学の情報システムの管理・運用に係る管理者は、個人情報への不当なアクセス 等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。

(委託及び外部要員の受入れに伴う取扱い)

- 第 10 条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、 個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければ ならない。
 - 2 前項の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け 入れる場合について準用する。

(自己情報の開示請求)

- 第 11 条 学生、教職員等は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を保有する 管理者に対し、開示の請求をすることができる。
 - 2 前項の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、本人であること を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書を、当該管理者あてに 提出するものとする。

- 3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該個人情報を開示するものとする。 ただし、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、 当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。
 - 一 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき。
 - 二 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をする ことにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれ があるとき。
 - 三 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。

(開示の決定)

- 第12条 管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る個人情報を 開示するかどうかの決定をしなければならない。
 - 2 管理者は、個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、 開示請求をした者に対し、その理由を通知しなければならない。

(開示の方法)

第13条 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。この場合 において、個人情報が電子情報等である場合は、印字装置により出力した物の 写しを交付する。

(訂正の請求)

- 第 14 条 学生、教職員等は、自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、当該個人 情報を保有する管理者に対し、訂正の請求をすることができる。
 - 2 第 11 条第 2 項の開示請求に関する規定は、個人情報の訂正の請求をする場合に ついて準用する。
 - 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求に係る事実を調査・ 確認し、その結果を本人に通知しなければならない。

(不服の申立て)

- 第15条 学生、教職員等は、個人情報の取扱いに関する事項について不服がある場合は、 委員会に対し、不服の申立てをすることができる。
 - 2 前項の申立てをしようとする者は、本人であることを明らかにし、当該申立て に必要な事項を明記した文書を、当該管理者を経て、委員会あてに提出する ものとする。
 - 3 委員会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。
 - 4 委員会は、調査終了後、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。
 - 5 委員会は、前項の調査結果を理事長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。